（合格証書の交付）

第三十三条　国土交通大臣及び環境大臣（指定試験機関が合格証書の交付に関する事務を行う場合にあつては、指定試験機関）は、試験に合格した者に合格証書を交付しなければならない。

（変更の届出）

第三十四条　法第二十五条の七の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一～三　（略）

２　（略）

（事業の運営の基準）

第三十六条　法第二十五条の八に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。

一～六　（略）

（指定試験機関の名称等の変更の届出）

第三十八条　（略）

２　指定試験機関は、試験事務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（役員の選任又は解任の認可の申請）

第三十九条　指定試験機関は、法第二十五条の十五第一項の規定により役員の選任又は解任の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（試験委員の要件）

第四十条　法第二十五条の十六第二項の国土交通省令・環境省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一・二　（略）

三　国土交通大臣及び環境大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

（試験事務規程の認可の申請）

第四十二条　指定試験機関は、法第二十五条の十八第一項前段の規定により試験事務規程の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該試験事務規程を添えて、これを国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

２　指定試験機関は、法第二十五条の十八第一項後段の規定により試験事務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（試験事務規程の記載事項）

第四十三条　法第二十五条の十八第二項の国土交通省令・環境省令で定める試験事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一～五　（略）

（合格証書の交付）

第三十三条　厚生労働大臣（指定試験機関が合格証書の交付に関する事務を行う場合にあつては、指定試験機関）は、試験に合格した者に合格証書を交付しなければならない。

（変更の届出）

第三十四条　法第二十五条の七の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一～三　（略）

２　（略）

（事業の運営の基準）

第三十六条　法第二十五条の八に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。

一～六　（略）

（指定試験機関の名称等の変更の届出）

第三十八条　（略）

２　指定試験機関は、試験事務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（役員の選任又は解任の認可の申請）

第三十九条　指定試験機関は、法第二十五条の十五第一項の規定により役員の選任又は解任の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（試験委員の要件）

第四十条　法第二十五条の十六第二項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一・二　（略）

三　厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

（試験事務規程の認可の申請）

第四十二条　指定試験機関は、法第二十五条の十八第一項前段の規定により試験事務規程の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該試験事務規程を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

２　指定試験機関は、法第二十五条の十八第一項後段の規定により試験事務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（試験事務規程の記載事項）

第四十三条　法第二十五条の十八第二項の厚生労働省令で定める試験事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一～五　（略）